

羽村市地域防災計画（第1回防災会議意見及び追加意見による修正箇所）新旧対照表

【凡例】

下線：修正箇所

赤字下線：修正後

番号	部	章	節	ページ	第1回防災会議（修正前）	第2回防災会議（修正後）案	備考
1					羽村市地域防災計画（令和2年改訂案）	羽村市地域防災計画（令和2年 <u>度</u> 改訂案）	加筆
2	5	1	1	3		(13) 強風により屋外に置いてある物が飛ばされないように、室内にしまつか固定するなどの対策をとる。	追加
3	5	1	1	3	(13)	(14)	追加に伴う番号修正
4	5	1	1	3	(14)	(15)	追加に伴う番号修正
5	5	1	1	3	(15)	(16)	追加に伴う番号修正
6	5	1	1	4	(16)「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で警戒レベル合わせた避難行動をとる。	(17)「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で警戒レベルに合わせた避難行動をとる。	追加に伴う番号修正 加筆
7	5	2	1	7	2 都市型水害の発生 都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象により考えられる集中豪雨の頻発により、浸水被害が発生している。	2 都市型水害の発生 都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に河川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象により考えられる集中豪雨の頻発により、浸水被害が発生している。	加筆
8	5	2	6	15	5 救助救急訓練の実施（市消防団） 多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に行うため、市消防団員を対象として実施する。	5 救助救急訓練の実施（ <u>福生消防署・市消防団</u> ） 多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に行うため、 <u>福生消防署の指導のもと、消防署員と市消防団員が連携して訓練を実施する。</u>	加筆・修正
9	5	2	6	16	(2) 施設防護訓練（武陽ガス㈱、伊吹石油ガス㈱、東京電力㈱）	(2) 施設防護訓練（武陽ガス㈱、伊吹石油ガス㈱、東京電力 <u>パワーグリッド</u> ㈱）	加筆
10	5	4	4	58	2 警戒配備態勢（状況区分Ⅱ） ●消防団出動態勢（車庫待機）	2 警戒配備態勢（状況区分Ⅱ） ●消防団 <u>出動（車庫待機・警戒活動）</u>	修正
11	5	4	4	59	3 第1次非常配備態勢（状況区分Ⅲ） ●消防団警戒出動・交通安全推進委員出動	3 第1次非常配備態勢（状況区分Ⅲ） ●消防団 <u>出動（災害活動等）</u> ・交通安全推進委員出動	修正
12	5	4	4	61	4 第2次非常配備態勢（状況区分Ⅳ） ●消防団警戒出動・交通安全推進委員出動	4 第2次非常配備態勢（状況区分Ⅳ） ●消防団 <u>出動（災害活動等）</u> ・交通安全推進委員出動（ <u>避難者誘導等</u> ）	修正 加筆
13	5	4	4	61	5 第3次非常配備態勢（状況区分Ⅴ）●消防団警戒出動・交通安全推進委員出動	5 第3次非常配備態勢（状況区分Ⅴ） ●消防団 <u>出動（災害活動等）</u> ・交通安全推進委員出動（ <u>避難者誘導等</u> ）	修正 加筆
14	5	4	5	62	⑦ 市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地、土石、竹木、資材、車両、運搬用機器、排水用機器、工作物、障害物を使用することができる。	⑦ 市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地、土石、竹木、資材、車両、運搬用機器、排水用機器を <u>使用し</u> 、工作物、障害物を <u>処分</u> することができる。	修正
15	5	4	7	66	⑥ その他必要事項 その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。	⑥ その他必要事項 その他 <u>消防署長が必要と認めるものについて</u> 、計画を樹立し、指示命令をする。	修正

番号	部	章	節	ページ	第 1 回防災会議（修正前）	第 2 回防災会議（修正後）案	備考
16	5	4	7	67	（４）非常招集 非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代えるものとし、職員は招集編成計画に基づき参集する。	４）非常招集 水災に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代えるものとし、職員は招集編成計画に基づき参集する。	修正
17	5	4	7	68	② 準備 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態	② 準備 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢	加筆
18	5	4	8	69	第 8 節 決壊時の処置 市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、車両その他運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他障害物を使用することができる。	第 8 節 決壊時の処置 市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、車両その他運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。	修正
19	5	5	1	77	（５）市は、避難所へ徒歩で避難することが困難な方や風雨が強くなってから避難せざるを得ないことを考慮して、車での避難受け入れ態勢を整備する。	（５）市は、避難所へ徒歩で避難することが困難な方や風雨が強くなってから避難せざるを得ないことを考慮して、車での避難受け入れ態勢を整備する。	加筆
20	5	5	1	77		（８）市民は、「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難場所・避難のタイミングや被災の可能性のあるエリア（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、暴風による倒木など）を避けた避難経路を決めておく。	追加
21	5	5	1	77	① あらかじめ各自で「マイ・タイムライン（避難場所・経路や避難のタイミング等）」を決めておき、避難の行動をとる。	① 市民は、あらかじめ各自で「マイ・タイムライン（避難場所・経路や避難のタイミング等）」を決めておき、避難の行動をとる。	加筆
22	5	5	1	77	② 気象情報や避難情報など確認しながら、早めに避難を開始する。	② 市民は、気象情報や避難情報などを確認しながら、早めに避難を開始する。	加筆
23	5	5	1	77	④ 避難所へ避難する場合は自助の意識を持ち、食糧や寝具など生活用品を持参する。	④ 市民は、避難所へ避難する場合は自助の意識を持ち、食糧や寝具など生活用品を持参する。	加筆
24	5	5	1	77	⑤ 徒歩での避難が原則であるが、やむを得ない場合に車で避難する場合は乗合わせや送迎のみなど台数を少なくする。	⑤ 市民は、徒歩での避難が原則であるが、やむを得ない場合に車で避難する場合は乗合わせや送迎のみなど台数を少なくする。	加筆
25	5	5	2	79	（３） 避難勧告等一覧 ・屋内での待機等の安全確保措置の指示	（３） 避難勧告等一覧 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	修正
26	5	5	4	81	② 利用 風水害時における避難所、避難場所等は、基本的に指定された避難場所及び避難所とするが、被害状況、気象状況、関係防災機関から情報等により、災害対策本部は必要に応じて、最も避難に適した施設を避難場所及び避難所として利用する。	② 利用 風水害時における避難場所及び避難所は、基本的に指定された避難場所及び避難所とするが、被害状況、気象状況、関係防災機関から情報等により、災害対策本部は必要に応じて、最も避難に適した施設を避難場所及び避難所として利用する。	修正
27	5	4	4	81	【指定避難所の一覧】 羽村東小学校 校舎利用可能面積(㎡) 1,446 収容可能人員(人) 一時 1,210 感染症対策時収容可能人員(人) 一時 274 計 収容可能人員(人) 一時 13,102 感染症対策時収容可能人員(人) 長期 1,306 一時 2,966	【指定避難所の一覧】 羽村東小学校 校舎利用可能面積(㎡) 1,087 収容可能人員(人) 一時 992 感染症対策時収容可能人員(人) 一時 224 計 収容可能人員(人) 一時 12,884 感染症対策時収容可能人員(人) 長期 1,036 一時 2,916	修正 (表内数値)
28	5	5	4	82		※「羽村東小学校の一部（西棟校舎）」は避難所として利用しない。 ※「長期」は、体育館を利用した収容人数。 ※「一時」は、校舎及び体育館を利用した一時的な収容人数。	追加